

◎佐賀県条例第19号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後																																						
<p>(手数料の還付)</p> <p>第4条 既納の手数料は、<u>還付しない。ただし、申請者、申込者等の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、法令に還付の定めがある手数料と同種の手数料のうち、別表第4の各号の左欄に掲げる手数料については、当該各号の中欄に掲げる者に対して、当該各号の右欄に掲げる額を還付するものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">納付義務者</th> <th colspan="2">手数料</th> <th rowspan="2">納付時期</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～395 略</td> </tr> <tr> <td>396 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第4条第2項</u>又は<u>第3項</u>の規定に基づく</td> <td>二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者</td> <td>二級建築士又は木造建築士免許申請手数</td> <td><u>19,300円</u></td> <td>免許申請のとき</td> </tr> </tbody> </table>					事務	納付義務者	手数料		納付時期	名称	額	1～395 略					396 建築士法（昭和25年法律第202号） <u>第4条第2項</u> 又は <u>第3項</u> の規定に基づく	二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者	二級建築士又は木造建築士免許申請手数	<u>19,300円</u>	免許申請のとき	<p>(手数料の還付)</p> <p>第4条 既納の手数料は、<u>還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申請者、申込者等の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法令に還付の定めがある手数料と同種の手数料のうち、別表第4の各号の左欄に掲げる手数料については、当該各号の中欄に掲げる者に対して、当該各号の右欄に掲げる額を還付するものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">納付義務者</th> <th colspan="2">手数料</th> <th rowspan="2">納付時期</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～395 略</td> </tr> <tr> <td>396 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第4条第3項</u>又は<u>第5項</u>の規定に基づく</td> <td>二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者</td> <td>二級建築士又は木造建築士免許申請手数</td> <td><u>24,400円</u></td> <td>免許申請のとき</td> </tr> </tbody> </table>					事務	納付義務者	手数料		納付時期	名称	額	1～395 略					396 建築士法（昭和25年法律第202号） <u>第4条第3項</u> 又は <u>第5項</u> の規定に基づく	二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者	二級建築士又は木造建築士免許申請手数	<u>24,400円</u>	免許申請のとき
事務	納付義務者	手数料		納付時期																																							
		名称	額																																								
1～395 略																																											
396 建築士法（昭和25年法律第202号） <u>第4条第2項</u> 又は <u>第3項</u> の規定に基づく	二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者	二級建築士又は木造建築士免許申請手数	<u>19,300円</u>	免許申請のとき																																							
事務	納付義務者	手数料		納付時期																																							
		名称	額																																								
1～395 略																																											
396 建築士法（昭和25年法律第202号） <u>第4条第3項</u> 又は <u>第5項</u> の規定に基づく	二級建築士又は木造建築士の免許を申請する者	二級建築士又は木造建築士免許申請手数	<u>24,400円</u>	免許申請のとき																																							

改正前					改正後				
二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査		料			二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査		料		
396の2・396の3 略					396の2・396の3 略				
397 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	17,900円	受験申込みのとき	397 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	18,500円	受験申込みのとき
398～494 略					398～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第396号及び第397号の改正規定並びに次条の規定は、令和2年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の佐賀県手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和元年8月28日から適用する。
(経過措置)

第2条 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、令和2年3月1日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の条例別表第1第396号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは「19,300円」とする。